

中小漁業融資保証制度の健全な 運営について

昭和58年4月4日
58水漁第1328号
水産庁長官通達

〔漁業信用基金協会あて〕

最近における漁業経営状況の悪化に伴い、中小漁業融資保証制度の運用状況は、代位弁済の増大及び求償債権の回収の低迷等一段と厳しさを増しており、特に中央漁業信用基金（以下「中央基金」という。）の保証保険収支が大幅に悪化し、昭和56年度の27億円の赤字に引き続き、昭和57年度においても44億円の赤字を計上し、累積赤字は63億円の多額に達する見込みとなってきた。

このため、中小漁業融資保証制度の運用の改善を図る必要があり、昭和57年3月には、借替資金である緊急融資資金の保証保険料率の引上げ、同資金に係る保証割合の引下げに代替する措置としての代位弁済に伴う特別出資措置等制度改善のための若干の見直し措置を実施したところであるが、保証保険収支の赤字の状況が今後とも継続する可能性があり、本制度の健全な運用に重大な影響が生じることが懸念されるに至っている。

ついては、当面の保証保険収支の危機を回避し、本制度の健全な発展を図ることが急務であり、保証保険事業自体のより一層の健全な運用を期することはもちろん、併せて、漁業信用基金協会（以下「協会」という。）における保証の決定、代位弁済及び求償債権の管理等の一層の適正な実施に努める必要があり、これらのことについてはこれまでの間累次にわたり通達してきたところであるが、この際特に下記事項に留意の上、保証業務のなお一層の適正な運営に遺憾のないようにされたい。

記

- 1 協会の債務保証業務においては、保証決定のための審査が協会の最も重要な業務であり、審査いかんがその後の代位弁済の発生等に多大の関連があるため、関係者で組織する保証審査委員会等の活用等により、被保証人の漁業経営状況等特に保証対象となる債務の弁済能力を充分審査し、保証決定の一層の適正化を図ること。
特に、代位弁済が経常的に続発する金融機関に係る債務保証の決定は、今後充分の注意を払った上で行うようにすること。
 - 2 金融機関が行う協会の債務保証に係る債権の管理については、他の債権の管理と同様に最善の注意を払うことを要請するようにすること。
 - 3 代位弁済に当たっては、本人資産等による弁済、他の保証人による弁済等が実情に応じ適正に実施されているか等に充分に留意し、代位弁済の一層の適正化を図ること。
 - 4 求償債権の管理及び回収については、求償債務者の財産状況及び求償債務弁済の履行状況を常に正確に把握する等により、なお一層の努力を払うものとする。
- なお、会員たる資格の喪失、死亡又は解散等により法定脱退した求償債務者に係る求償債権の処理については、特に遺憾のないようにすること。

〔中央漁業信用基金あて〕

最近における漁業経営状況の悪化に伴い、中小漁業融資保証保険制度の運用は、代位弁済の増大及び求償債権の回収の低迷等、更にこれに伴う中小漁業信用基金の保証保険収支の大幅悪化等厳しさを増している。

こうした情勢に対処し、保証保険収支の改善を図るために、昭和57年度には、借替資金である緊急融資資金の保証保険料率の引上げ及び保証割合の引下げに代替する措置としての代位弁済に伴う特別出資の受入れ等制度改善についての若干の見直し措置を実施したところであるが、保証保険収支の赤字の状況が今後とも継続すれば、本制度の運営に重大な影響を与えることが懸念されるに至っている。

このため、保証業務の一層の適正な運営を確保するため、各漁業信用基金協会理事長あて別添写しのとおり通達したところであるので、御了知の上、貴職におかれても、保証保険事業の健全な運営の確保の見地から業務のより一層の適正な運営に遺憾のないようにされたい。

〔都道府県知事あて〕

最近における漁業経営状況の悪化に伴い、中小漁業融資保証保険制度の運用は、代位弁済の増大及び求償債権の回収の低迷等、更にこれに伴う中央漁業信用基金の保証保険収支の大幅悪化等厳しさを増している。

こうした情勢に対処し、保証保険収支の改善を図るため、昭和57年度には、借替資金である緊急融資資金の保証保険料率の引上げ及び保証割合の引下げに代替する措置としての代位弁済に伴う特別出資の受入れ等制度改善についての若干の見直し措置を実施したところであるが、保証保険収支の赤字の状況が今後とも継続すれば、本制度の運営に重大な影響を与えることが懸念されるに至っている。

このため、保証業務の一層の適正な運営を確保するため、各漁業信用基金協会理事長あて別添写しのとおり通達したところであるので、御了知の上、貴職におかれても、制度運用のなお一層の健全性の確保の見地から諸般の配慮を行われるようお願いする。